

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたし、また、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十七日
香川県高松市天神前一番二一〇号
ヤマト C & C 株式会社
代表取締役 浅田 耕祐

株式分割につき通知公告

当社は、令和八年九月一日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株式をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定め、また、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十七日
愛媛県四国中央市上分町四四番地七
株式会社 F I E L D
代表取締役 原田 勝俊

株式交換公告

当社は、株式会社ジェクティ（乙）、三重県四日市市諏訪町四番五号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換は、会社法第七九六条第二項の規定に基づき、会社法第七九五条第一項に定める当社の株主総会の承認を得ずに行います。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年七月二十四日
掲載頁 六十九頁（号外第一六六号）

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年七月二十四日
掲載頁 五十七頁（号外第一六六号）

令和八年八月十七日
東京都千代田区大手町二丁目二番二二〇号
J S F P J e w e l 株式会社
代表取締役 山田 重樹

株式交換につき株券等提出公告

当社は、J S F P J e w e l 株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月十七日

三重県四日市市諏訪町四番五号

株式会社ジェクティ

代表取締役 山田 重樹

限定承認公告

本籍栃木県栃木市岩舟町静和九二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 長谷川 清

右被相続人は令和七年十一月十一日頃から十一月二十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和八年八月三日宇都宮家庭裁判所栃木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除外します。

令和八年八月十七日

栃木県栃木市岩舟町静五三八番地三

限定承認者 渡邊 佳弘

限定承認公告

本籍東京都渋谷区代々木四丁目四二番、最後の住所東京都渋谷区代々木四丁目四二番一七〇一〇号

被相続人 亡 日高 淳一

右被相続人は令和八年二月一日死亡し、その相続人は令和八年七月三十一日東京家庭裁判所家事第四部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除外します。

令和八年八月十七日

東京都渋谷区代々木四丁目四二番一七〇一〇号

相続財産清算人 日高 理恵

限定承認公告

本籍和歌山県御坊市島一九七番地、最後の住所大阪府淀川区十八条一丁目三番二二〇号

被相続人 亡 西岡 洋子

右被相続人は令和八年五月六日死亡し、その相続人は令和八年八月三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除外します。

令和八年八月十七日

三重県松阪市石津町一六二番地一ボソリ

ヴァリエール石津 A 一〇一〇号室

相続財産管理人 西岡 渉

三重県四日市市鶴の森一丁目七番一〇号

S A Y ビル二階 四日市法律事務所

右代理人弁護士 奥谷 浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資証券三千七百六十二万八千八百口を消却することにしたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年九月十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一〇号

AP J N R P 2 C 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資証券十二万九千四百六十六口のうち一万八千八百七十口を消却することにしたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年九月十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月十七日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号 A O

J 税理士法人

D r a g o n 3 特定目的会社

取締役 出澤 貴人

資金移動業の廃止に伴う、ウォレット残高返還に関する公告

当社が吸収合併・継承した株式会社セブン・グローバルレミットは令和六年三月一日付「資金移動業の廃止公告」の通り、令和六年四月二日に資金移動業（S e r v i c e）を廃止いたしました。これに伴い、当社は、当該電子公告およびご連絡先を把握しているお客様には個別に、残高のご返金方法並びに令和八年七月三十一日までにお申し出いただくようご案内をいたしました。しかし、これらのご案内をいっても、お申し出をいただけなかったお客様には返金を行うことができませんでした。

つきましては、令和八年八月十四日現在までに返金のお申し出がなかったお客様は、令和八年九月十七日までに左記「お問合せ先」へ残高ご返金のご連絡をお願いいたします。お客様の残高は、ご登録いただいたお客様の金融機関口座に振り込む方法により返金致します。振込手数料は当社で負担いたします。

記

【お問い合わせ先】

コールセンター
電話番号 〇五〇一五三〇五〇一六六六九

受付時間 平日 10 時～17 時

以上、資金決済に関する法律第四十七条第三号、同法施行令第十七条第二号及び資金移動業者に関する内閣府令二十三号の規定により公告いたします。

令和八年八月十七日

東京都千代田区紀尾井町三番六号

株式会社デジタルワレット

代表取締役 宮川 英治

任意清算公告

当法人は、令和八年八月七日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

東京都新宿区四谷四丁目二番一五号慶和ビル

弁護士法人法律事務所 M I R A I O

清算人 黒原 智宏

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年九月三十日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(一) 信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一〇号

東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三〇号

みずほ信託銀行株式会社

信託の年月日及び契約名称

令和七年二月二十八日不動産管理処分信託契約書（東京ガーデンテラス紀尾井町）（その後の変更を含む）